

令和7年度（2025年度）第4回宝塚市男女共同参画推進審議会 会議概要

1 日時 令和8年（2026年）2月25日（水）午前10時～11時20分

2 場所 宝塚市役所 2A会議室（対面及びzoom会議）

3 出席者

（1）出席委員 委員10名中8名出席

大東委員 河原委員 久保委員 澤田委員 中村委員  
福島委員 正木委員 安原委員

（2）事務局

中出部長 松永次長、山下課長、齋藤係長、池澤

（3）その他

指定管理者 山田所長

4 全体進行

- ・会議の成立について（委員の過半数が出席）
- ・傍聴者について（傍聴希望者なし）

5 審議事項等

- （1）ジェンダー平等と共生のまち TAKARAZUKA（案）の策定について
- （2）DV対策の取組状況について

6 主な意見等

（1）ジェンダー平等と共生のまち TAKARAZUKA（案）の策定について

事務局 <資料に基づいて説明・省略>

委員 P15 第2次男女共同参画プランの成果と課題の中で、市の管理職について「過去3年間の数値と比較して、微減の傾向が続いています」と修正する説明があったが、その後の文章で「法律や条例等に基づく審議会の委員に占める女性の割合についても、令和6年度（2024年度）は39.8%となっており、一定の成果が見られました。」と続いている。「女性の割合についても」の「も」を修正してはどうか。

委員 P34 の個別番号No.1909 の「多言語ホームページによる情報提供を実施する」を削除するのは、できているから掲載しないということか。

事務局 全庁的にホームページにおいて既に整備しているので削除する。

委員 情報提供をしないということではないのか。

事務局 既に対応できているということである。

委員 P15 の表に管理職に占める女性の割合の記載がない。

事務局 P8 の重点施策の数値目標として市役所の管理職に占める女性の割

合を過去の数値とともに掲載している。

委員 分かるように注釈をつけておくほうが良い。P8 を見れば分かるのであれば良い。

事務局 注釈で追記する。

委員 「市の管理職」ではなく「市役所の管理職」と分かりやすくするほうが良い。

会長 P12 の児童虐待のところ、要保護児童対策地域協議会におけるネットワーク強化と宝塚市の連携について、川西児童相談所と連携するとすれば良いのではないかと。

事務局 修正としては、「要保護児童対策地域協議会におけるネットワークを生かし児童虐待担当部署との連携強化に取り組みます」とした。

委員 P34No.2103 の防災セミナーの実施について、男女共同参画の視点には、障害者、高齢者、外国人セクシュアルマイノリティ等が含まれる。表記について、「障害者、高齢者、外国人、セクシュアルマイノリティ等男女共同参画の視点から」としたほうが良いのではないかと。

事務局 文言について整理したい。

委員 男女共同参画の視点について、様々な視点も含んだ形で書いてほしい。

委員 男女共同参画の視点で物事を考える際、その中には弱者といわれるセクシュアルマイノリティ、高齢者などへの配慮が含まれるとの理解だがそれで良いかと。

事務局 このような方々の視点も踏まえた男女共同参画の視点を取り入れた防災を考えている。

委員 そういう趣旨であれば良い。

会長 本日の会議での意見を踏まえて本プランを確定させる。最終的には事務局で校正し、委員にお配りする。その後に、3月6日の答申を予定している。今後は具体的な取組とする必要がある。今後も委員の皆様から意見を頂きたい。

## (2) DV対策の取組状況について

委員 男性が困っている場合の支援体制はどうなっているのか分からない。相談者の現状を見ると相談者の家族全体の支援が必要であるとある。男性も相談しやすい体制が必要である。女性が被害を訴える場合もあるが、ある部分では被害者であり、ある部分では加害者でもある場合があるかもしれない。

委員 男性の相談はできるのかどうかということについて、「配偶者」が何を指しているのかということがある。名前だけで言えば相談しづらい場所なんだろうと思う。「ジェンダー平等ですべての人が性別にとらわれずに」と謳っているのであれば、こういうところから変われば良いと思う。男性が相談に来ないのは、自分自身が被害を受けているという

ことを言わないところがある。内閣府の調査では男性も被害にあっていることが分かる。ジェンダーに関わらず相談できる場所があれば良いと思う。

事務局 男性からのDV相談は9件受けている。件数は少ないが、自分がこうしたいという意味を持って相談に来られる方が多いように思う。意思を持たれるまでに相談してもらおう体制づくりが大事だと思う。相談しやすい体制を整備したい。

委員 被害について、総合的な支援、加害や被害を訴えてきた人が本当にそうなのかという判断が支援窓口では難しいと思うので、日常の支援、コミュニケーションが必要になってくると思う。

会長 相談に迷っているときでも、男性のほうが自分の意思を持って相談に来るということは、女性との違いがあると感じているのか。

事務局 男性は「これからどのようにしていけば良いのか」と具体的な支援等の道筋を持っているように感じる。「こうしてほしい」という相談が多い。「どうしたら良いですか?」というより、「こうしてほしい」という相談が多いように思われる。

委員 男性が途中経過を相談することはあまりない。相談しようというところまでのハードルがとても高い。最後に行きついたところで相談することがある。だからこそ、意思を持っていると感じられると思う。軽微な段階で相談に来てもらえるようになれば、重篤な状況にはならない。

会長 若い世代からの相談として、男性からの相談があるかもしれない。男子学生が相談に来やすいように、男性の相談もあることを理解してもらえるようにすれば良いのではないか。

事務局 DVに関しての周知は性別にかかわらず行っているが、相談しようと思う側がアンコンシャスバイアスで、女性の相談室だと思っているのではと感じる。男性からの相談も男女共同参画センターから聞いてきたということもあった。周知の方法として、「誰でも相談できる」ということを分かりやすくできればと感じている。

会長 男性の支援件数が見える化すると、相談できるのではないか。そうすることで、支援していることが見える。

委員 男性からの相談はDV相談室への相談だと思うが、女性支援相談室は性的な被害等、困難な問題を抱えている人の相談で、DVに至らなくても相談できる場所がある。女性以外の男性やLGBTQの人は相談の仕組みからこぼれ落ちているのではないか。法の執行という面ではやむを得ないと思うが、人権を重視する宝塚市では、こぼれ落ちてしまう方への窓口を充実させてほしいと思う。女性支援相談室の名称は女性しか相談できないと感じる。

委員 DV相談件数は2022年、2023年が増加している。コロナ禍の影響で家に籠ったことが影響しているのか。DV相談室については女性だ

けではなく、男性や性的マイノリティの方も支援の対象にしていると思うので、女性だけの支援ではなく、男性など様々な支援を行うことができるような体制にしなければならないのではないかと。広報の周知の仕方についても、工夫が必要だと思う。女性支援相談室について、困難な問題を抱える女性のために 2024 年に作られた法律で実施しているが、女性が支援を必要としている状況があり、実施しなければならないことである。女性支援相談室のグラフで数値が 2024 年から増えているが、周知ができたというふうに考えて良いのか。それと同時にジェンダー平等の考え方から、女性支援相談室とは別に誰でも相談できる相談室が必要ではないかと思う。

事務局

DV相談の件数については、コロナ禍において定額給付金の申請があった関係で増えている。給付金は世帯主に振り込まれるため、避難されている方がどのように受け取るかということで相談が増えた。DV相談室では把握していなかったが、潜在的におられた方からの相談があった。DV相談室と繋がったといえる。また、在宅勤務でDVが増えたことも考えられるし、配偶者が家にいたため、相談できなかった場合もあると考えられる。DV相談室は性的マイノリティの方も含めて性別にかかわらず相談を受けている。相談員は女性だが、男性が受けることもある。また、福祉職の職員もいる。DV相談室の周知については、昨年度実施した市民意識調査で、DV相談室について女性は知っている割合が高かった。県の相談室等とも同じで、なかなか周知が進まない状況で、課題となっている。周知がまだまだ必要だと思う。女性新法ができて、本市では女性支援相談室を設けて、相談窓口を増やした。相談が多かったのも社会的に伝わったことが大きかったのではないかと考える。この女性新法は売春防止法が根拠となっている。男性相談については、県の男性相談の状況等も調べているところである。

委員

男性相談について、男性が相談しにくい状況の背景には、コミュニケーションの問題がある。男性の相談ができるということ、相談して良いということ、啓発していくことが必要である。P19 で男女でのコミュニケーションの違いや、いじめについても含めて、男性が自分のコミュニケーションが「このようなもの」と気づいて、外部に話ができないということに気づいてもらうというような講座を行えば、男性が相談に来やすくなるということはあると思う。講座の持ち方を検討していただいて、DV相談室の啓発をどういうふうに結び付ければ良いかということを考えていただきたい。学校教育の中の啓発として、女性も男性も相談しやすいという状況に結び付けた啓発は学校教育としては考えづらい。人権平和・男女共同参画課としては、学校教育に働きかけて、子どもたちも大人になった時も相談できるということ、授業で行うということが望ましい。学校教育に任せていると、

男の子も女の子も区別なく生活できるということだけに焦点があたるので、どこの授業と結び付けたら良いのか学校教育課と連携してほしい。P21 で、学校における男女共同参画授業の実践率が 100%となっている。そこに相談事業についても考えて実施していただければと思う。

委員 文部科学省が自殺防止教育を実施している。男性も相談して良いというメッセージが出しやすいと思う。全中学校で実施するように言われているので、男女共同参画の視点を入れやすいのではないかな。

会長 宝塚市の学校の実習では、小学校3年生ぐらいで「嫌なことは嫌と言おう。助けてと言っただけで良いんだよ」ということを教育に入れている。中学校でメッセージを出すことは重要で、実施していただきたい。

委員 相談内容で「生活そのものがしんどいから、あきらめてしまうケースもみられる」ということで、困っている人の支援とかではなくて、自主性、自立、生活力をつけるということが、「自分がしっかりしなきゃ」という相談する前の段階で、何かできれば良いのにと思う。

委員 男性の被害相談について、話の流れで加害の事実が出てくることがある。「こちらでは加害者の話聞けません」としてしまうと、被害体験まで行きつかずに話が終わってしまうことがある。そのことを、相談員が「もしかしたらその先に何かあるかもしれない」と思っただけでも違ってくる。

会長 相談員は非常勤で、専門性を持って長く勤めてもらいたい。精神疾患の方の相談もたくさんあるので、チームでアプローチしてほしい。DV対策の取組について、宝塚市では13年の歴史がある。デートDV防止授業やアンケートを実施し、18歳以上の人を支援につなげている。すごく良い形で進めている。全国のモデルのようになれば良いのにと思う。

委員 配偶者という言葉に「パートナー」に変えてはどうか。デートDVも入ってくるのであれば配偶者という言葉に違和感がある。DV相談室の正式名にも入っている。「相談は女性相談員が行っている」とあるが、メンタル的な問題があると思う。相談を受けるためには必要なことである。うまく気持ちを吐き出せるような研修をしてほしい。

事務局 配偶者暴力相談支援センターの名称となっている。相談員のメンタルケアについては、スーパーバイズとして専門家に来てもらい、困難ケースや相談で困っていること、しんどかったこと等話を一人ずつ聞いてもらっている。

相談された方が相談内容をはっきり分かっていなくて、話を聞いていくと「まずは生活支援から」という場合もある。隙間がでないように相談機関とも連携していきたい。

事務局 事務連絡

7 部長あいさつ